
【規制料金】
料金以外の供給条件の主な見直し内容について

2023年1月26日
北海道電力株式会社

料金以外の供給条件の主な見直し内容

- 当社は、2023年6月1日より、規制料金（特定小売供給約款）の見直しを予定しています。
- 料金以外の供給条件の主な見直し内容は、以下のとおりです。
- なお、本見直しは、環境負荷の低減に向けたペーパーレス化推進の取り組みにおける、電気料金等の振込票および書面発行請求書の発行手数料の有料化等、お客さまへの周知期間を十分に確保するため、段階的（2023年6月、2024年2月および2025年4月）に実施します。

需要区分	規制料金（特定小売供給約款に定める料金メニュー）
電灯需要	定額電灯 従量電灯 A、従量電灯 B、従量電灯 C 臨時電灯 A、臨時電灯 B、臨時電灯 C 公衆街路灯 A、公衆街路灯 B
電力需要	低圧電力 臨時電力 農事用電力

料金以外の供給条件の主な見直し内容

<見直し時期：2023年6月〔1 / 2〕>

①	配電事業制度開始に伴う配電事業者の規定を追加	<ul style="list-style-type: none"> 「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」にもとづき位置づけられた配電事業者から供給を受けるお客さまに、特定小売供給約款が適用可能となることの規定を追加します。
②	指定区域供給制度開始に伴う契約期間終期の規定を追加	<ul style="list-style-type: none"> 指定区域供給制度の開始に伴い、一般送配電事業者の離島等供給約款の対象となった指定区域のお客さまとの契約期間の終期について、原則として、離島等供給が開始される日の前日とすることの規定を追加します。
③	需給契約の単位に関する規定の追加	<ul style="list-style-type: none"> 託送供給等約款において、災害による被害の防止や温室効果ガス等の排出抑制等の観点から、複数需要場所に対して1引込みを可能とするための契約の単位の規定が見直されたことから、需給契約の単位の見直しをします。
④	法律名称・告示名称の変更の反映	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る法令名称および告示名称を変更します。
⑤	契約期間の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 「契約が成立した日から料金適用開始の日以降1年目の日まで」から、「料金適用開始の日からその日が属する年度（4月1日から翌年3月31日までの期間）の末日まで」（それ以降は年度更新）に変更します。

料金以外の供給条件の主な見直し内容

<見直し時期：2023年6月〔2／2〕>

⑥	農事用電力における基本料金の取扱いの見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・業務効率化の観点から、1年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の2月分を下回らないものとし、下回る場合は差額を追加で申し受ける取扱いを廃止します。
⑦	当社事業所窓口での電気料金等の収納業務の廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・コンビニエンスストア等の当社事業所以外での電気料金の支払方法を拡充してきたこと等を踏まえ、当社事業所窓口での電気料金の支払いに関する規定を廃止します。
⑧	弁護士法人を通じた電気料金の支払いの規定を追加	<ul style="list-style-type: none"> ・当社が指定する債権回収会社を通じた電気料金のお支払いに加え、当社が指定する弁護士法人を通じて電気料金をお支払いいただく場合があることの規定を追加します。
⑨	前受金、前払金および予納金の廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・電気料金の支払いにおける前受金、予納金および前払金（臨時電灯、臨時電力および農事用電力）について、業務運営の効率化等の観点から廃止します。
⑩	保証金の利息の廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・保証金預かり時に付していた利息（年利0.2%）について、業務運営の効率化等の観点から廃止します。
⑪	再生可能エネルギー発電促進賦課金単価および燃料費調整単価の窓口掲示の廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットの普及等を踏まえ、「再生可能エネルギー発電促進賦課金単価」および「燃料費調整単価」の当社事業所窓口掲示による案内を廃止（当社ホームページ等での案内は継続）します。

料金以外の供給条件の主な見直し内容

<見直し時期：2024年2月>

⑫	検針できなかった場合等の使用量の取扱いの見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・託送供給等約款との整合を図る観点から、お客さまが不在等のため検針できなかった場合および一般送配電事業者等が特別の事情により各月ごとに検針を行わなかった場合の使用電力量の取扱いについて、お客さまと当社との協議による取扱いに変更します。
⑬	電気料金の支払義務発生日の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・検針日から、一般送配電事業者等から受領した検針結果等にもとづき、当社での料金請求が可能となった日に変更します。
⑭	使用電力量の算定方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・検針日における電力量計の読みによる差引きから、託送供給等約款に定める30分ごとの接続供給電力量の合計値に変更します。
⑮	使用電力量のお知らせに関する規定の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・使用電力量や電気料金等に関するご請求情報等のご案内は、原則、電磁的方法（Webサイト「ほくでんエネモール」等）によりお知らせすることに変更します。 ・書面でのお知らせを希望される場合は、以下の発行手数料を申し受けます。
⑯	振込票および書面発行請求書の有料化	<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の低減に向けたペーパーレス化推進の取り組みとして、電気料金等の振込票および書面発行請求書の発行手数料を申し受けます。 <p>1 契約あたり1通（税込）：</p> <p> [振込票] 220円/月</p> <p> [書面発行請求書※] 110円/月</p> <p>※口座振替やクレジットカード支払において、請求額をお知らせする書面になります。</p>

料金以外の供給条件の主な見直し内容

<見直し時期：2025年4月>

⑰	力率割引・割増しの廃止	・託送供給等約款との整合、業務運営の効率化およびコスト削減による将来の電気料金の低減を図る観点から、低圧電力、臨時電力および農事用電力の契約における力率割引・割増を廃止します。
⑱	制限・中止割引の廃止	・業務運営の効率化およびコスト削減による将来の電気料金の低減を図る観点から、一般送配電事業者による電気の使用中止または制限する場合で、一般送配電事業者の判断に基づき実施していた電気料金の割引を廃止します。

以上